

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置 |
| 2 | 対象税目 | ①: 政策評価の対象税目 法人税:義 |
| | | ②: 上記以外の税目 — |
| 3 | 内容 | 《制度の概要》 (1) 認定NPO法人が、収益事業に属する資産から収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業のために支出した金額がある場合には、収益事業に係る寄附金の額とみなし、所得金額の50%相当額(その金額が200万円に満たない場合は200万円)の損金算入ができる。 (2) 認定NPO法人及び特例認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、一般寄附金とは別枠で特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入ができる。 |
| | | 《関係条項》 租税特別措置法 66 の 11 の 2① 租税特別措置法 66 の 11 の 2② 租税特別措置法 68 の 96① |
| 4 | 担当部局 | 国際協力局民間援助連携室 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和2年度 |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 | (1) 平成15年度に「みなし寄附金制度」が創設され、平成23年度に拡充。 (2) 平成13年度に法人が支出した認定NPO法人に対する寄附金について、特定公益増進法人に対する寄附金と同等の損金算入を認める制度が創設。平成23年度に拡充。 |
| 7 | 適用期間 | 恒久化(制度化) |
| 8 | 必要性等 | ①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・NPO法人の活動を支える資金調達の円滑化を図ることにより、国際協力関連のNPO法人の活動も促進し、公益の増進、ひいては我が国の国際協力にも寄与することを目的とする。 |
| | | 《政策目的の根拠》 ・特定非営利活動促進法(平成十年三月二十五日法律第七号) (目的)第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度等を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

| | | <p>・経済財政運営と改革の基本方針 2021(令和3年6月 18 日閣議決定) 第2章5.(4)セーフティネット強化、孤独・孤立対策等(共助・共生社会づくり)</p> <p>NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、官民連携による協働の促進を図る。</p> <p>・「開発協力大綱」(平成 27 年 2 月 10 日閣議決定)</p> <p>Ⅲ実施(2)実施体制 イ 連携の強化 (オ)市民社会との連携 P11「開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外の NGO／市民社会組織(CSO)、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO／CSO との連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国の NGO／CSO の優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICA においては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------------------|--|--|-----------------|----------|----|----------|----|----------|----|-------|----|-------|----|--|-------|--|--|
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>施策Ⅳ-1 経済協力:</p> <p>政府開発援助(二国間)または多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び反映の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>補助金など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源によって、NPO 法人が持続的な活動を行える基盤を作ることが重要。当該措置を通じて、国際協力に関連する認定NPO法人の財政基盤の強化や当該認定 NPO 法人の活動の継続・発展を促すことを目的とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>NPO 法人が持続的な特定非営利活動のための財源を賄うためには、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源の活用が大きな役割を果たす。このため、特定非営利活動に係る事業のために法人が寄附を行う場合や、認定NPO法人が収益事業からの収益を特定非営利活動に係る事業に充てる場合に税制上の優遇措置を講じることは、認定 NPO 法人の財政基盤の強化や認定 NPO 法人の活動の継続・発展を促し、公益の増進、ひいては我が国の国際協力に寄与する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 有効性等 | <p>① 適用数</p> <p>(1)みなし寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用認定 NPO 法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※国税庁認定(平成 29 年度まで)含む。 ※令和2年度は内閣府による推計値。平成 28 年度から令和元年度の増加数の平均値で推移すると仮定し算出。</p> <p>(2)認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 利用認定 NPO 法人数 | 平成 28 年度 | 70 | 平成 29 年度 | 81 | 平成 30 年度 | 84 | 令和元年度 | 84 | 令和2年度 | 89 | | 利用法人数 | | |
| | 利用認定 NPO 法人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 28 年度 | 70 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年度 | 81 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 84 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 84 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 89 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 利用法人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <table border="1"> <tr><td>平成 28 年度</td><td>20,270</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>19,930</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>16,115</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>17,109</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>16,055</td></tr> </table> <p>※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※国税庁認定(平成 29 年度まで)及び特例認定(平成 28 年度までは仮認定)含む。 ※連結法人含む。 ※令和2年度は内閣府による推計値。平成 28 年度から令和元年度の増減数の平均値で推移すると仮定し算出。</p> | 平成 28 年度 | 20,270 | 平成 29 年度 | 19,930 | 平成 30 年度 | 16,115 | 令和元年度 | 17,109 | 令和2年度 | 16,055 | | |
|----------|--------------------------|---|----------|-------------------|----------|------------|----------|------------|----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 平成 28 年度 | 20,270 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年度 | 19,930 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 16,115 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 17,109 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 16,055 | | | | | | | | | | | | | |
| ②: 適用額 | (1)みなし寄附金額の損金算入制度 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額 (損金算入額、千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 28 年度</td><td>271,591</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>405,007</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>614,603</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>373,971</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>476,351</td></tr> </tbody> </table> <p>※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※国税庁認定(平成 29 年度まで)含む。 ※令和2年度は内閣府による推計値。平成 28 年度から令和元年度の増減額の平均値で推移すると仮定し算出。</p> | | 適用額 (損金算入額、千円) | 平成 28 年度 | 271,591 | 平成 29 年度 | 405,007 | 平成 30 年度 | 614,603 | 令和元年度 | 373,971 | 令和2年度 | 476,351 |
| | 適用額 (損金算入額、千円) | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 28 年度 | 271,591 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年度 | 405,007 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 614,603 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 373,971 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 476,351 | | | | | | | | | | | | | |
| | (2)認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額 (損金算入額、千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 28 年度</td><td>10,989,679</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>11,478,883</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>7,133,531</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>6,380,250</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>4,843,774</td></tr> </tbody> </table> <p>※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※国税庁認定(平成 29 年度まで)及び特例認定(平成 28 年度までは仮認定)含む。 ※連結法人含む。 ※令和2年度は内閣府による推計値。平成 28 年度から令和元年度の増減額の平均値で推移すると仮定し算出。</p> | | 適用額 (損金算入額、千円) | 平成 28 年度 | 10,989,679 | 平成 29 年度 | 11,478,883 | 平成 30 年度 | 7,133,531 | 令和元年度 | 6,380,250 | 令和2年度 | 4,843,774 |
| | 適用額 (損金算入額、千円) | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 28 年度 | 10,989,679 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年度 | 11,478,883 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 7,133,531 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 6,380,250 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 4,843,774 | | | | | | | | | | | | | |
| ③: 減収額 | (1)みなし寄附金額の損金算入制度 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収税額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 28 年度</td><td>63,552</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>94,772</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>142,588</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>86,761</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>110,513</td></tr> </tbody> </table> <p>※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※国税庁認定(平成 29 年度まで)含む。 ※減収税額については、各年度の適用額(上記9. ②)に法人税率(平成</p> | | 減収税額(千円) | 平成 28 年度 | 63,552 | 平成 29 年度 | 94,772 | 平成 30 年度 | 142,588 | 令和元年度 | 86,761 | 令和2年度 | 110,513 |
| | 減収税額(千円) | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 28 年度 | 63,552 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 29 年度 | 94,772 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 142,588 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 86,761 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 110,513 | | | | | | | | | | | | | |

28～29年度 23.4%、平成30年度以降 23.2%)を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。

※令和2年度は内閣府による推計値。

(2) 認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度

| | 減収税額(千円) |
|--------|-----------|
| 平成28年度 | 2,571,585 |
| 平成29年度 | 2,686,059 |
| 平成30年度 | 1,654,979 |
| 令和元年度 | 1,480,218 |
| 令和2年度 | 1,123,756 |

※財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

※国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。

※減収税額については、各年度の適用額(上記9. ②)に法人税率(平成28～29年度 23.4%、平成30年度以降 23.2%)を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。

※令和2年度は内閣府による推計値。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

- ・認定NPO法人の認定数は、平成13年度の制度導入以降、平成22年度までの間に平均20法人のペースで増えていたが、現行の優遇措置を導入した23年度以降は年101法人のペースで増えており、増加のペースが加速している。
- ・認定を受けている、又は認定の申請準備を進めている法人を対象に、「認定制度を申請する理由」についてアンケート調査を行ったところ(内閣府「平成29年度特定非営利活動法人に関する実態調査」)、約7割の法人が「寄附金が集めやすくなる」、「税制上の優遇措置を受けられる」という理由を挙げており、当該優遇措置の導入が認定NPO法人の増加に寄与しているものと考えられる。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会情勢に大きな影響が及ぼされたものの、当該優遇措置の寄与もあり、認定NPO法人数が増加しており、NPO法人の活動を促進するという目標を達成しているものと考えられる。

○認定NPO法人数の推移

| | 認定NPO法人数 |
|--------|----------|
| 平成13年度 | 3 |
| 平成14年度 | 12 |
| 平成15年度 | 22 |
| 平成16年度 | 30 |
| 平成17年度 | 40 |
| 平成18年度 | 58 |
| 平成19年度 | 80 |
| 平成20年度 | 93 |
| 平成21年度 | 127 |
| 平成22年度 | 198 |

平均20法人増

| | |
|----------|-------|
| 平成 23 年度 | 244 |
| 平成 24 年度 | 407 |
| 平成 25 年度 | 630 |
| 平成 26 年度 | 821 |
| 平成 27 年度 | 955 |
| 平成 28 年度 | 1,020 |
| 平成 29 年度 | 1,064 |
| 平成 30 年度 | 1,102 |
| 令和元年度 | 1,147 |
| 令和2年度 | 1,208 |

平均 151 法人
増

平均 51 法人増

※内閣府 NPO ホームページ「認証・認定数の遷移」

※国税庁認定(平成 29 年度まで)及び特例認定(平成 28 年度までは仮認定)含む。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

○認定NPO法人における法人からの寄附受入状況

・内閣府アンケート調査によると、平成 27 年度に比べて、1 認定 NPO 法人あたりの寄附法人数、寄附金額は平成 29 年度にかけて増加した後、令和 2 年度にかけて減少している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、寄附法人数、寄附金額ともに減少した可能性が考えられる。

・また、認定 NPO 法人を対象に「認定制度の利用結果」についてアンケート調査を行ったところ、約 4 割の法人が「寄附金が集めやすくなった」、「税制上の優遇措置を受けることができた」と回答しており、当該優遇措置によって認定 NPO 法人への寄附が促され、認定 NPO 法人の財政基盤の強化に一定程度の効果があったものと考えられる。

| | 寄附法人数 (平均値) | 寄附金額 (平均値、千 円) | 参考: サンプル数 |
|----------|----------------|----------------------|--------------|
| 平成 27 年度 | 16 | 2,344 | 294 |
| 平成 29 年度 | 22 | 2,896 | 531 |
| 令和 2 年度 | 19 | 2,759 | 474 |

※内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(各年度版)

※令和 2 年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」は行政記録情報が未確定のため、作成時点での数値を利用。

※寄附法人数・寄附金額は、上記調査で回答のあった認定 NPO 法人のうち、①当該年度に寄附の受入があった法人で、②回答の上位 5%を除いたものの平均値。

※国税庁認定(平成 29 年度まで)及び特例認定(平成 28 年度までは仮認定)含む。

※平成 28 年度、平成 30 年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

○認定NPO法人の収益構造

・内閣府アンケート調査によると、平成 27 年度に比べて、寄附金の割

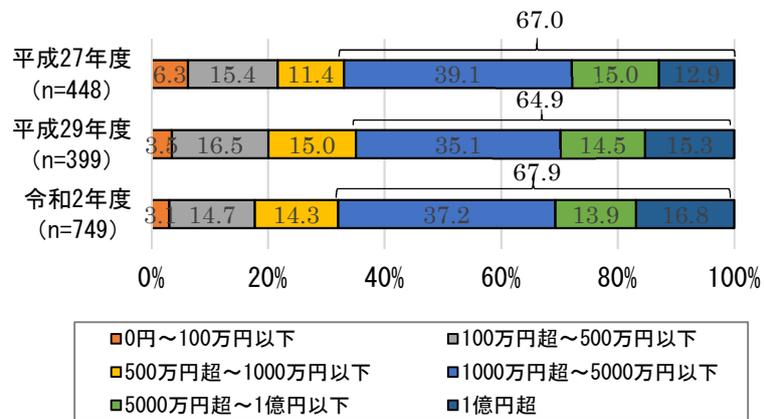
合が拡大し、収益の第2の柱となっており、事業収益は平成29年度から令和2年度にかけて縮小しているものの、収益の第一の柱となっている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業収益が減少した可能性が考えられるが、認定NPO法人の寄附金と事業収益による自立的な活動に向けた環境整備が進んでいるものと考えられる。

(%)

| | 会費 | 寄附金 | 補助金 助成金 | 事業 収益 | その他 収益 | 参考: 回答数 |
|--------|-----|------|------------|----------|-----------|------------|
| 平成27年度 | 3.7 | 9.7 | 17.4 | 67.3 | 1.1 | 326 |
| 平成29年度 | 3.5 | 15.9 | 11.6 | 67.9 | 1.1 | 399 |
| 令和2年度 | 2.9 | 32.2 | 26.1 | 37.9 | 1.0 | 721 |

- ※内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(各年度版)
- ※令和2年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」は行政記録情報が未確定のため、作成時点での数値を利用。
- ※上記調査で回答のあった認定NPO法人(当該年度に寄附受入がなかった法人も含む)の実績に基づく。
- ※国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。
- ※平成28年度、平成30年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

○認定NPO法人における特定非営利活動事業の総支出額
 ・内閣府アンケート調査によると、平成27年度に比べると、総支出額が1,000万円を超える法人の割合はやや増加している。活動規模の拡大を通じて、公益の増進に寄与しているものと考えられる。



- ※内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(各年度版)
- ※令和2年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」は行政記録情報が未確定のため、作成時点での数値を利用。
- ※国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。
- ※平成28年度、平成30年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

⑤ 税収減を是認する理由等

・労働政策研究・研修機構の報告書(「労働政策研究報告書 No.183」、平成28年3月)によると、平成26年度にNPO法人が産出した付加価値額は、約8,900億円。 ※内訳は、正規職員約4,000億円、非正規職員約3,200億円、ボランティア約1,700億円。

・平成 26 年度の NPO 法人数は、50,087 法人(うち認証法人数は 49,266、認定法人数は 821)。内閣府アンケート調査によると、認証 NPO 法人・認定 NPO 法人のスタッフの構成は以下のとおり。

○平成 26 年度スタッフ数(平均値、人)

| | 正規職員 | 非正規職員 | ボランティア |
|-----------|------|-------|--------|
| 認証 NPO 法人 | 6.8 | 8.7 | 230.4 |
| 認定 NPO 法人 | 7.3 | 10.6 | 509.9 |

※「平成 26 年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」

※全職員のうち常勤有給職員を「正規職員」、その他の職員を「非正規職員」とする。

※ボランティアは、現場で活動した人の延べ人数であり、管理・運営・総務・庶務等に係る者は除く。

・付加価値額はスタッフの多寡に比例すると仮定。正規職員、非正規職員、ボランティアの 1 人当たり付加価値額を α β γ とし、認証・認定共に同額であるとする、雇用形態別の付加価値額は、

○正規職員

認証[6.8 人 \times $\alpha \times$ 49,266 法人]+認定[7.3 人 \times $\alpha \times$ 821 法人]
=約 4,000 億円

○非正規職員

認証[8.7 人 \times $\beta \times$ 49,266 法人]+認定[10.6 人 \times $\beta \times$ 821 法人]
=約 3,200 億円

○ボランティア

認証[230.4 人 \times $\gamma \times$ 49,266 法人]+認定[509.9 人 \times $\gamma \times$ 821 法人]
=約 1,700 億円

※ α =約 117 万円、 β =約 73 万円、 γ =約 14 万円

これにより、

認証 NPO 法人の付加価値額は約 8,705 億円

※1 法人あたり約 1,767 万円

認定 NPO 法人の付加価値額は約 194 億円

※1 法人あたり約 2,368 万円

・1 認定 NPO 法人あたりの付加価値額は、当該認定法人の総支出額に比例すると仮定し、上記で算出した平成 26 年度の 1 認定法人あたり付加価値額(2,368 万円)をベースに各年度の 1 認定法人あたり付加価値額を算出すると、

平成 26 年度：2,368 万円（総支出額 1,693 万円）

平成 29 年度：2,911 万円（総支出額 2,081 万円）

令和 2 年度：3,234 万円（総支出額 2,312 万円）

※各年度の総支出額(中央値)は、内閣府アンケート調査による。

※平成 28 年度、平成 30 年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

・1 認定 NPO 法人あたり付加価値額、認定 NPO 法人数を乗じて各年度の認定 NPO 法人の付加価値額を算出すると、

| | | | |
|----|-----|-----------------------|---|
| | | | <p>平成 29 年度 2,911 万円 × 1,064 法人 = 約 310 億円 令和 2 年度 3,234 万円 × 1,208 法人 = 約 391 億円</p> <p>これにより、平成 29 年度から令和 2 年度までの認定 NPO 法人の付加価値額の増加額は、 約 391 億円 - 約 310 億円 = 約 81 億円</p> <p>・各年度の税の減収額は、 平成 29 年度 約 28 億円 平成 30 年度 約 18 億円 令和元年度 約 16 億円 令和 2 年度 約 12 億円</p> <p>平成 29 年度から令和 2 年度までの税の減収額は、 約 28 億円 + 約 18 億円 + 約 16 億円 + 約 12 億円 = 約 74 億円</p> <p>・認定 NPO 法人の付加価値額の増加額が、全て当該優遇措置によるものであると仮定し、平成 29 年度から令和 2 年度までの認定 NPO 法人の付加価値額の増加額と平成 29 年度から令和 2 年度までの税の減収額を比較すると、 約 81 億円 - 約 74 億円 = 約 7 億円</p> <p>・令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、認定 NPO 法人の付加価値額が影響を受けた可能性が考えられるものの、税の減収額以上に付加価値額が増加しているため、税収減を是認するに足る効果があると認められる。</p> |
| 10 | 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>・「市民による自由な社会貢献活動の促進」という制度の趣旨に鑑みると、補助金など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源によって、NPO 法人が持続的な活動を行える基盤を作ることが重要であり、租税特別措置を整備し支援することは、民間からの寄附金や自らの事業収益による財政基盤の強化を促すものであることから、上記の制度の趣旨に沿うものである。</p> <p>・当該税制優遇措置は、認定 NPO 法人の財政基盤の強化や認定 NPO 法人の活動の継続・発展に重要な役割を果たしており、同措置の継続は市民活動の更なる発展に不可欠であると考えられる。</p> <p>・租税特別措置は、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えるものであり、公平性を確保する観点からも必要不可欠である。</p> |
| | | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 同一目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。 |
| | | ③: 地方公共団体が協力する相当性 | — |

| | | |
|----|--------------------|--|
| 11 | 有識者の見解 | |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | 当該税制優遇措置は、認定 NPO 法人の財政上の問題を緩和し、その活動の継続・発展に不可欠と考えられることから、引き続き同措置の継続が必要。 |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | (事後評価)H28 年8月 |